

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2025年12月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ 【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

1 | 米国連邦倒産法(チャプター11等)に関する実務対応



2 | 私的整理手続中の会社の第二次納税義務が問題となった事例
～東京高判令和3年12月9日～



3 | 経営者保証ガイドラインにおける固有債権の取扱い



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

米国連邦倒産法(チャプター11等)に関する実務対応

辻 田 俊 幸
Toshiyuki Tsujita

PROFILEはこちら

1 日本企業にとっても重要性を増すチャプター11

グローバル化の進展に伴い、日本企業と米国企業との取引や、日本企業による米国子会社の保有は珍しいことではありません。そうした中、日本企業が、取引先の米国企業のチャプター11手続への対応に追われることや、米国子会社についてチャプター11の申立てを検討する機会も増え、チャプター11への理解がますます重要になっています。また、最近では、2025年6月、自動車部品メーカー大手のマレリホールディングスが米国連邦倒産裁判所にチャプター11の申請をしたことは社会の注目を集めました。

ひとたびチャプター11の申立てがあると、利害関係者の権利関係に大きな影響を与えるため、利害関係者としてはチャプター11手続の効力を理解し、諸対応を検討する必要があります。たとえば、

①チャプター11の申立てにより、オートマティックスティ(Automatic Stay)と呼ばれる、債権者の個別的権利行使の禁止の効力が生じるため、債権者はその効力を正しく理解して対応する必要があります。

②取引債権者にとっては、自社利益の最大化のための方策が大きな関心事項となります。

③チャプター11の申立てと同時に行われるFirst Day Motionsの内容を速やかに把握することが、その後の貴社にとっての適切な対応判断のために重要です。

④債務者がチャプター11を利用したスポンサー支援型の事

業再建(363条セール)を行う場合には、債権者の立場からもその理解は重要です。

⑤貴社が債務者との間でライセンス契約を結んでいる場合は、当該ライセンス(知的財産権)の取扱いが大きな問題となります。

2 チャプター11に関する詳細記事

そこで、以下のリンク先では、筆者の米国留学(米国ロースクール留学及び現地法律事務所での研修)の経験を踏まえ、取引先についてチャプター11の申立てがあった場合、日本企業にとって特に関心が高いと思われる事項の概要と実務対応について解説しておりますので、ご覧いただけますと幸いです(以下のリンク先の記事は、弊所HPの「特集」→「米国連邦倒産法(チャプター11等)」からもご覧いただけます。)。

① [米国倒産手続① - オートマティックスティの効果と留意点](#)

② [米国倒産手続② - 取引債権者が取り得る方策](#)

③ [米国倒産手続③ - First Day Motions](#)

④ [米国倒産手続④ - スポンサー支援\(363条セール\)](#)

⑤ [米国倒産手続⑤ - ライセンス契約\(知的財産権\)](#)

チャプター11に関する日本語文献・情報が不足している中、リンク先の記事では、読者の皆様に対してできるだけ分かりやすくご説明することを心掛けていますので、チャプター11に関するご理解の一助となりますと幸いです。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

私の整理手続中の会社の第二次納税義務が問題となった事例 ～東京高判令和3年12月9日～

船 渡 慶 太
Keita Funato

PROFILEはこちら

第1 はじめに

今回ご紹介する裁判例(東京高判令和3年12月9日(Westlaw Japan 文献番号 2021WLJPCA12096010)。以下「本判決」といいます。)は、金融機関との間で私の整理手続中の会社が、経営者から債権放棄を受けたことにより、国税徴収法39条に基づき当該経営者の滞納税金の第二次納税義務を負うか否かが争われた事例です。

第二次納税義務とは、本来の納税者の財産について滞納処分を行っても徴収すべき租税に不足すると認められる場合に、その納税者と一定の関係にある者に対して、本来の納税者の租税について、二次的に納税義務を負わせることを内容とする制度です。第二次納税義務には複数の類型がありますが、本判決では、国税徴収法39条に定める無償譲受人等の第二次納税義務(その中でも本来の納税者から債務免除を受けた者に対する第二次納税義務)が問題になりました。

第2 無償譲受人等の第二次納税義務の概要

無償譲受人等の第二次納税義務(国税徴収法39条)とは、本来の納税者が、第三者に対して、債務免除等により利益を与える、それにより滞納税金の回収に支障が生じた場合に、利益を受けた当該第三者が、その利益の限度で、本来の納税者とともに納税義務を負うというものですが、その要件等は以下のとおりです。

【要件】

①本来の納税者が、その財産につき、無償又は著しく低い額の対価による譲渡(担保の目的とする譲渡を除く。)、債務の免除その他第三者に利益を与える処分をしたこと

②①の処分が、租税の法定納期限の1年前の日以後にされたものであること

③本来の納税者が租税滞納しており、その財産につき滞納処分を執行しても、なお徴収すべき租税に不足があると認められること

④この③の租税に不足すると認められることが、①の無償譲渡等の処分に基因すると認められること

【第二次納税義務を負う者】

無償譲渡等の処分により権利を取得し、又は義務を免れた(負うべき債務を免れた者を含む。)者

【納税義務の範囲と限度】

第二次納税義務の範囲(上限)は、本来の納税者が負担すべき租税の金額ですが、その中の限度は以下のとおりです。

- ・原則:受けた利益が現に存する限度
- ・例外:利益を受けたものが親族その他の特殊関係者である場合には、受けた利益の限度

以上のとおり、本来の納税者が、第三者に対して、債務免除等により利益を与える、それにより滞納税金の回収に支障が生じた場合に、利益を受けた当該第三者が、本来の納税者とともに納税義務を負うといふのです。

第3 事案の概要

(1) 当事者

本件の当事者は以下のとおりです。

X社(控訴人(原告)) : 酒類の製造及び販売等を目的とする
株式会社
Y(被控訴人(被告)) : 国
A:X社の代表取締役(本来の納税者)
B:X社の取締役(本来の納税者)

(2) 時系列

本件の時系列は概要以下のとおりです。

【2013年頃～】

・X社は、遅くとも2013年頃までにその経営状況が悪化していくところ、事業再生を図るため、新潟県中小企業再生支援協議会(現新潟県中小企業活性化協議会。以下「本件協議会」)に対し、再生計画案の作成等の支援について相談し、本件協議会の指導により、A及びBが所有する不動産等を売却して各金融機関に借入金の弁済をすることになった。

【2015年3月30日】

・所有不動産を売却し、A及びBはそれぞれの持分に応じて3366万円ずつを受領

【2015年4月27日】

・X社の連帯保証人であるA及びBがそれぞれ取引先金融機関に2048万7430円ずつを代位弁済

・A及びBは、上記代位弁済により取得したX社に対する求償債権(本件各求償債権)とA及びBのX社に対する各借入金債務とを対当額で相殺した後の残額について、それぞれ債務を免除した(本件各債務免除)

→債務免除の額(A:1460万3683円、B:1512万5375円)

【2016年8月4日】

・X社は、事業再生計画書(本件再生計画書)を作成し、その対象となる各金融機関に対して提示。本件再生計画書は、金融機関に対して、債務合計6197万9000円について、債務の免除を求めるというものだった。

【2016年9月30日】

・本件再生計画書に係る再生計画が成立

【2017年9月22日】

・関東信越国税局長は、X社に対し、Aの滞納国税につき、債務免除の額(1460万3683円)を限度として、Bの滞納国税につき債務免除の額(1512万5375円)を限度として、第二次納税義務に係る納税告知書による各告知処分をした。

第4 本件の争点及び裁判所の判断

1 争点

本件では、(1)本件各債務免除が国税徴収法39条の「債務の免除」に当たるか、(2)本件各債務免除によりX社の受けた利益が現に存するかの2点が争点となりました。

2 争点(1) 本件各債務免除が国税徴収法39条の「債務の免除」に当たるか

本判決は、本件各債務免除が国税徴収法39条の「債務の免除」に当たるとの原審(東京地判令和2年11月6日)の判断を維持しました。原審の判示内容は、概要以下のとおりです¹。

●国税徴収法39条の「債務の免除」は、民法519条の債務免除又は契約による免除をいうと解されるところ、本件各債務免除は、相殺後の本件各求償債権に係る残債務を一方的に無償で消滅させるものであり、同条の債務免除に形式的には当たる。

●国税徴収法の定める第二次納税義務は、主たる納税義務者が申告又は決定若しくは更正等により具体的に確定したことを前提として、その確定した税額につき本来の納税義務者の財産に対して滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められる場合に、租税徴収の確保を図るため、本来の納税義務者と同一の納税上の責任を負わせても公平を失しないような特別の関係にある第三者に対して補充的に課される義務であると解され(最高裁昭和48年

1:判旨の一部を抜粋した上、簡略化しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(行ツ)第1125号同50年8月27日第二小法廷判決・民集29巻7号1226頁)、かかる第二次納税義務の趣旨に鑑みれば、無償譲渡等の処分とは、①第三者に「異常な利益」を与え、②実質的にみてそれが「必要かつ合理的な理由」に基づくものとはいえないと評価することができるものを意味すると解される。

●上記①について、無償譲渡等の処分のうち「債務の免除」は、相手方が負担する債務を一方的に無償で消滅させる行為(民法519条)を含むから、実質的な対価関係があるなどの事情がない限り、「異常な利益」を与える行為であると評価すべきものである。

●本件各代位弁済及び本件各債務免除は、X社の企業再生に当たって、各金融機関からの金融支援を受けるための前提として、AらがX社の経営状況を悪化させたことにつき経営者責任を履行するという趣旨が含まれていたことが認められる。しかし、本件においてAらが履行したとされる経営者責任とは、会社法423条に基づく役員の会社に対する損害賠償責任等の法的責任ではなく、あくまでも経営者としての社会的責任であり(弁論の全趣旨)、また、X社がAらに対し法律上の損害賠償請求権を取得したことを認めるに足りる証拠もない。そうすると、本件各債務免除においては、それがX社の選択した企業再生の手続にとって事実上必要なものではあっても、実質的な対価関係があるなどの事情があると認めるることはできないから、本件各債務免除はX社に対し「異常な利益」を与えるものではないというX社の主張は採用することができない。

●上記②について、X社は、本件協議会による指導と本件要領に沿って企業再生に係る手続を進め、最終的に本件再生計画書に係る再生計画について各金融機関の同意が得られたことを踏まえれば、かかる一連の手続には社会通念上の必要性・合理性があったことが認められ、その一環としてされた本件各債務免除についても、社会通念上の必

要性・合理性があつたことが首肯できる。

●しかし、上記のような社会通念上の必要性・合理性があることをもって、無償譲渡等の処分の該当性が否定されるべき「必要かつ合理的な理由」があると直ちに解することはできない。すなわち、第二次納税義務は、租税徵収の確保を図るため、本来の納税義務者と同一の納税上の責任を負わせても公平を失しないような特別の関係にある第三者に対して補充的に課される義務であることからすれば、「必要かつ合理的な理由」の有無についても、当該第三者に対し、本来の納税義務者と同一の納税上の責任を負わせても公平を失しないか否かという観点から検討されるべきものであると解される。

●X社にとって企業再生による経営状況の改善が必要なことであったとしても、かかる企業再生は実質的にはAらの財産を無償で拠出してされた側面を有するといわざるを得ない。このような事情を踏まえれば、第二次納税義務との関係において、Aらの財産(本件各求償債権)がX社に実質的に帰属しているとみても、公平を失するとまで評価することはできない。したがって、本件各債務免除は実質的にみてそれが「必要かつ合理的な理由」に基づくものであるとはいえない。

3 爭点② 本件各債務免除によりX社の受けた利益が現に存するか

本判決は、争点②について、概要以下のとおり述べた上で、本件各債務免除の時における本件各求償債権の価額は、破産した場合に予想される回収額(0円)を超えるとは認められず、本件各債務免除によりX社の受けた利益は現に存しないと判断しました²。

●国税徵収法39条にいう無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が債務の免除である場合には、債務者の支払能力、弁済期等を考慮し、その債権を換価する場合と

2:判旨の一部を抜粋した上、簡略化しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

同様に、その債務が免除された時におけるその債権の価額を算定し、その額が受けた利益の額に当たると解するのが相当である。

●本件協議会の関与の下で再生計画を作成し、金融支援を受けて事業再生を目指すというスキームの通知を行っていること、資金繰りの厳しい状態が継続していたこと等の事情によれば、本件各債務免除の時において、本件各求償債権の全部又は一部の回収が不可能又は著しく困難であると認められるような状況にあったことは明らかというべきである。

●私的整理の実務においては、債務者企業が債権放棄等の金融支援の要請を含む再生計画案を金融債権者に提案する場合、経営困難な状況に陥ったことに責任のある経営者による求償権等の放棄等がなされなければ、当該再生計画案につき金融債権者から同意を得ることはできず、再生計画は成立しない。この場合、金融債権者において個別に権利行使がなされることとなり、債務者企業は、早晚支払不能に陥るため、法的整理に移行せざるを得なくなると見込まれる。そうであれば、X社についても、本件各債務免除がされなければ、本件再生計画書に係る再生計画は成立せず、早晚法的整理に移行せざるを得なかったといえるから、本件各債務免除の時の本件各求償債権の価額については、X社が破産した場合に予想される回収額（清算価値）によって評価することが相当である。

●X社が破産した場合の資産合計は619万3000円となり、（破産法上優先的に扱われる）預金相殺、租税債権、労働債権及び清算費用の金額を考慮すると、本件各求償債権を含む一般債務に対する配当の原資は存在しないこととなるため、X社が破産した場合に予想される本件各求償債権の回収額（清算価値）は0円を超えない。

第5 本判決の意義・考察

本判決は、結論としては第二次納税義務を否定しました

が、①金融機関との間で私的整理手続中の会社について、経営者が行った債務免除が国税徴収法39条の「債務の免除」に当たるとの判断を示した点、②第二次納税義務の範囲を画する「受けた利益が現に存する限度」について、債務免除がされなければ、破産手続などの法的整理に移行せざるを得なかつた私的整理手続中の会社であるという性質を考慮した上で、債務免除の際の求償債権の価額については、当該会社が破産した場合に予想される回収額（清算価値）によって評価するとの判断を示した点に意義があります。すなわち、私的整理手続において、経営者が会社に対して債権を有している場合は、金融機関は、金融機関が会社に対して金融支援を行う前提として、経営者に当該債務の免除を求めるのが一般的ですが、本判決によれば、経営者が行う債務免除が国税徴収法39条の「債務の免除」に当たる可能性があります（上記①）。また、本件は破産した場合に予想される回収額（清算価値）が0円だったため、結果的に会社は第二次納税義務を負わないことになりましたが、清算価値が1円以上ある場合は、その限度で会社の第二次納税義務が認められる可能性があります（上記②）（なお、本判決は、事業再生計画の成立前に行われた経営者による債務免除について判断を示したものですが、事業再生計画に基づいて行われる経営者による債務免除についてもその射程が及ぶと考えられます。）。

金融機関との間で私的整理手続中の会社が、事業再生計画について金融機関の同意を得て金融機関から債務免除等を受けることができたとしても、その後に経営者の滞納税金について国税から第二次納税義務を課されることになれば、その税金を納付できずに破産手続に移行せざるを得なくなる可能性があります。これは、金融機関との間で私的整理手続を成立させるにあたっての大きな障害となりえます。したがって、金融機関との間で私的整理手続中の会社について、経営者から債務免除を受ける必要がある場合は、当該経営者において税金の滞納がないかを確認する必要があり、また、

滞納が存在する場合には、その税務上のリスクについて専門
家の意見を踏まえて対応することが必要と言えます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ 【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

経営者保証ガイドラインにおける固有債権の取扱い



PROFILEはこちら

1 はじめに

会社について債権放棄を伴う私的整理や法的整理を行う際、経営者の保証債務については経営者保証ガイドライン（以下「GL」）を利用した保証債務整理を検討するところ、保証人である経営者が金融機関の個人ローンやクレジットカードローン等の個人借入を行っていたという場合があります。本稿では、保証人個人の借入に関するGL上の取扱いをご説明いたします¹。

2 固有債権者のGL上の取扱い

GLにおける対象債権者とは、「中小企業に対する金融債権を有する金融機関等であって、現に経営者に対して保証債権を有するもの」と定められており、具体的には、金融機関、信用保証協会、サービスサー等を指します（GL1、GLQ1-1）。固有債権者は、本来的な対象債権者ではありません。

しかし、GLでは固有債権についても債務整理の対象にすることを禁止しておらず、「弁済計画の履行に重大な影響を及ぼす恐れのある債権者については、対象債権者に含めることができる」（GL7(3)④ロ）とされています²。すなわち、固有債権者の同意があれば、固有債権を含めて債務整理を行うことができます。

3 固有債権者との協議

「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（以下「基本的考え方」）7.では、支援専門家（代理人）の対応として、「保証人に固有債務が存在し、保証人の弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、①保証人の固有債務が過大で、保証人の弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある固有債権者については、対象債権者に含めることができることを踏まえ、対象債権者の範囲を検討する。②保証人に、基準日以降に発生する収入が見込まれる場合には、事案に応じ、当該収入を固有債務に対する返済原資とした個別和解を検討する。」とされています。

そのため、保証人が弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある過大な固有債務を負う場合は、GLに基づく保証債務整理手続を開始した際に、固有債権者にGLの対象債権者に含めることの同意を得るために協議を行うことが考えられます。また、かかる協議においては、基本的考え方4.(2)にて、固有債権者は「債務整理に関する協議を求められた場合、GLの趣旨を考慮しつつ、誠実に対応することが望ましい」とされていますので、かかる記載をもって固有債権者に理解を求めることが考えられます³。なお、貸金業協会に登録している貸金業者との協議の際には、GLを遵守すること等が規定されている自主規制基本規則も参照します。

1:当該借入を「固有債務」、固有債務に係る債権を「固有債権」、固有債権を有する者を「固有債権者」といいます。固有債務は、ほかにも住宅ローンが想定されますが、住宅ローンについては本稿の対象外です。

2:中小企業活性化協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順（基本要領別冊4）Q&A（以下「整理手順Q&A」）17参照

3:基本的考え方は中小企業の廃業時に焦点を当てたものですが、固有債権についての考え方は再生型私的整理の局面にも同様に当てはまるものと考えられます。

4 固有債権者をGLの対象債権者に含める場合

固有債権者との協議の結果、固有債権者がGLに基づく債務整理に同意した場合、固有債権者に対しても保証人の資産の換価代金を配分します。

GLの弁済計画における経済合理性や残存資産の範囲を画する「回収見込額の増加額」については、主たる債務と保証債務を一体として判断するとされていますが(GL7(3)③、GLQ&A7-13、GLQ&A7-16)、固有債権者との関係では、主たる債務の回収見込額が増えることを考慮できないため、保証人単体での経済合理性等を判断することとなります。そのため、インセンティブ資産を残存資産とするGLの弁済計画を策定する場合は、固有債権者との関係で経済合理性を充足させるために、固有債権者にはインセンティブ資産から一定額を弁済する等の調整弁済を行う必要が生じる場合があります⁴。

5 固有債権者をGLの対象債権者に含めることができない場合

固有債権者との協議の結果、固有債権者がGLに基づく債務整理に同意しない場合、固有債権者を除いてGLに基づく弁済計画を成立させた上で、①個別和解により、固有債権者に当該弁済計画と同一の弁済率で弁済し残額の放棄を受ける方法、②個別和解により、個別債権者に当該弁済計画を

上回る弁済率で弁済し残額につき債権放棄を受ける方法、③固有債権者には分割弁済等により全額弁済する方法等を検討することとなります。いずれの方法も難しい場合は、GLによる保証債務整理は困難と考えられます。

このとき、固有債権者を除外して弁済計画を策定し弁済することが、固有債権者との関係で偏頗的な弁済となるおそれや、当該債権者が残存することにより弁済計画の履行が困難となるおそれがないことに留意する必要があります(整理手順Q&A16)。例えば、保証人の全資産を換価して全換価代金を保証債務の弁済に充て、固有債務に対しては弁済を行わず将来収益からの弁済も見込まれないという事態は避ける必要があります。

また、①～③等の方法を検討する場合は、固有債権者に対する弁済原資を、GLに基づき算定された弁済原資とするか、保証人の残存資産・新得財産とするかという論点があります。なお、②及び③について、固有債権者をGL手続に取り込みず、保証債権者と異なる弁済率で弁済することや全額弁済することは許容されています⁵。

6 最後に

以上のように、固有債権が存在する場合でもGLを利用した保証債務整理が可能なケースはありますので、本稿がその検討の一助となれば幸いです。

4:インセンティブ資産を残存資産としない場合は、当該論点は想定されません。また、対象債権者と固有債権者との間で弁済率に差を設けることは許容されると考えられています(小林信明=中井康之編『経営者保証ガイドラインの実務と課題[第2版]』(商事法務、2021年)134頁)

5:小林=中井・前掲注4・131頁。なお、主債務者法人異時廃止事案の場合でも、GL単独型に係る保証人弁済計画でGL上の経済合理性が充たされる限りは、①～③の方法を取ることは正当化されると考えられます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】